

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年（○○）第●●号 不当利得返還請求控訴事件

国側当事者・国

令和元年9月13日棄却・上告

（第一審・岡山地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成31年1月30日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-04））

判 決

控訴人（一審原告）	X
被控訴人（一審被告）	国
同代表者法務大臣	河井 克行
同指定代理人	川合 康之
同	松本 和博
同	岸本 寿美子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、79万7700円及びこれに対する平成30年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略称は、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、控訴人を納税者とする平成25年度申告所得税及び復興所得税（同年7月31日納期限分、同年12月2日納期限分）及び平成26年度申告所得税及び復興所得税（同年7月31日納期限分）並びにこれらの延滞税に係る国税徴収手続に関連して、被控訴人が供託金から支払を受けた38万7595円が法律上の原因を欠くとして同額の不当利得金の支払を求めるとともに、上記手続に係る差押処分等が違法であるとして国家賠償法1条1項に基づき上記各所得税（本税）相当額79万7700円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である（控訴人の請求額等に鑑み、上記不当利得返還請求と損害賠償請求は、請求額が重なり合う限度において選択的併合の関係にあるものと解される。）。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

- 2 前提となる事実（本件訴訟の提起に至るまでの経緯）及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁12行目から5頁8行目まで、別紙1ないし3）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原判決と同様に、控訴人の不当利得返還請求については損失の発生が認められず、国家賠償請求については、損害の発生が認められない上、控訴人主張の本件租税債権に係る差押処分等に関連する違法行為も認められないから、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」（原判決5頁9行目から10頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、本件租税債権に係る税額の確定について国税通則法16条の適用があることを前提として、被控訴人が控訴人に対して平成25年分所得税・復興特別所得税決定通知書を交付していないから、被控訴人は本件租税債権を有しておらず、また、当該交付がないことは、異議申立て、調査請求、不服審査請求、訴え提起等の権利の侵害でもある旨主張する。しかしながら、本件租税債権については、国税通則法16条所定の申告ないし税務署長の処分等を経ずに確定するものであるから（国税通則法15条）、控訴人の上記主張は前提を欠き、採用できない。

控訴人は、本件差押処分は、本件租税債権に係る督促状の発付がないこと、控訴人の承諾を得ていないことに照らし、無効である旨主張する。しかしながら、証拠（乙8、29ないし31）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、控訴人に対し、平成25年分所得税等の予定納税第1期分については同年8月23日に、同第2期分については同年12月19日に、平成26年分所得税等の予定納税第1期分については同年8月21日に発付されていると認められ、また、本件差押処分は、差押禁止額に係る給与に及ぶものではないと認められ（以上の認定を左右するに足りる証拠はない。）、控訴人の承諾は問題とならないから、控訴人の上記主張はいずれもその前提を欠き、採用できない。

その他、控訴人が種々主張するところは、独自の見解をいうものであるか、的確な証拠に基づかないものであること等に鑑み、以上の判断を左右しない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第1部

裁判長裁判官 橋本 一

裁判官 秋信 治也

裁判官 川勝 庸史